

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母が就業に必要な技術や資格を取得するため講座を受講した場合に、その費用の一部を支給する制度です。

対象者 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母で、次のすべてに当てはまる方

- ①児童扶養手当を受給しているかまたは同様の所得水準にあること
- ②適職に就くために教育訓練が必要と認められること
- ③過去にこの給付金を受給したことがないこと

制度の内容

☆対象となる講座…雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（事前にご相談ください）

☆対象となる費用…入学金・登録料・授業料・教科書代・教材費など

☆対象とならない費用…交通費・補講費・パソコン購入費・分割手数料など

☆支給額…対象となる費用の6割相当額（上限20万円）

※看護師など専門資格の取得を目指す講座は 修業年数（最長4年）×40万円 が上限

※6割相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険制度による教育訓練給付金を受給できる場合、6割相当額から雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

申請から給付までの流れ

- 1 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格があるか確認（ハローワークにお問い合わせください）
- 2 講座指定申請
- 3 講座指定決定
- 4 講座受講開始
- 5 講座修了後、1か月以内に給付金支給申請
- 6 給付金支給決定
- 7 給付金支給

ご注意ください！

◎講座の指定を受けないで受講した場合は対象になりません。必ず事前にご相談ください！

◎給付金の支給は、講座が修了した後になります。途中で講座をやめた場合は対象なりません。

◎講座の指定を受けていても、支給の申請までに要件に該当しなくなった場合は対象なりません。

お問い合わせ先 奥州市こども家庭課 家庭福祉係 電話 34-1589（直通）